

(改訂版) 固定電話による防災行政無線配信サービスのお知らせ

利根町では、防災行政無線や携帯電話等へのメール配信により、災害時の緊急情報を発信していますが、携帯電話等をお持ちでない高齢者や障がいのある方などを対象として、ご自宅の固定電話に緊急情報の配信を行う「固定電話による防災行政無線配信サービス」をはじめます。

今回は7月配布時に、ご質問等があったものを、新たに追加しました。

お知らせする情報

(下記情報の①、②のみ固定電話に発信されます。)

- ① 避難情報（利根町が発令した避難指示等お知らせ）
「警戒レベル3 高齢者等避難」
「警戒レベル4 避難指示」
「警戒レベル5 緊急安全確保」などが発令された場合
- ② 避難所開設情報

対象者

- ・利根町にお住まいの方で携帯電話、スマートフォンをお持ちでないご家庭

登録方法

- ・「固定電話による防災行政無線配信サービス登録申請書」を役場庁舎3階防災危機管理課まで、ご提出お願いいたします。

注意事項

(料金)

配信の登録利用料は無料です。

(登録者の保護)

町は、登録された電話番号は、厳正に管理し、当サービス以外では使用しません。

(サービスの特性)

- ・配信される情報の電話は、次の番号から発信されます。
○電話：050-1720-0535（事前に電話機に番号の登録をお願いします。）
- ・「電話」による配信は、システムの性質上、60秒間までの音声配信されます。
聞き直しをされる場合は、防災行政無線テレフォンサービス（0120-355-633）をご利用ください。

(登録抹消・発信時間帯)

利用者の電話番号変更等により、発信が一定回数不可能となった場合は、自動的に登録を抹消することがあります。

また、電話は、夜間（深夜）や早朝にも発信される場合があります。

(免責事項)

このサービスに関連して、利用者が損害を被った場合でも、町は一切の責任を負いかねます。

固定電話による防災行政無線配信サービス登録申請書

電話による配信サービスの申込みについて、防災行政無線が聞き取りにくく、携帯電話やスマートフォンを使用していないため申請します。

また、申請内容に変更が生じた場合は、町へ報告します。

申請日	令和 年 月 日	
申請区分	☒ 新規登録 ☐ 変更 ☐ 廃止	
申請者	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	利根町
	登録するご自宅の電話番号	— —
代理人	※ご本人による申請の場合は、代理人の記入は必要ございません。	
	氏 名	
	住 所	
備 考		

- ・登録される方は、上記枠内の事項を記入のうえ、下記に郵送、FAXで送信、または直接持参により、役場庁舎3階 防災危機管理課までご提出ください。
- ・本サービスは、固定電話を対象にしたサービスであり、固定電話以外の電話番号を登録することはできません。
- ・登録された個人情報は、本サービスの提供のみに使用させていただきます。

申 込 先：利根町役場防災危機管理課
住 所：利根町布川841-1
問合せ先：68-2211（内線322）
FAX 番号：68-7990

【よくある質問】

Q1 前回と今回で変わった部分はなんですか？

A1 防災行政無線テレホンサービスの電話番号が誤っていましたので修正しました。
また、配信される電話番号（050-1720-0535）が申請書を提出すると、控えとして残らなかったため、申請書ではなく、お知らせに記載しました。

Q2 以前申請書を提出したが、今回もう一度提出する必要はあるのでしょうか？

A2 提出の必要はありません。

Q3 なぜ対象者が携帯電話，スマートフォンをお持ちでないご家庭なのでしょう？

A3 携帯電話，スマートフォンをお持ちの方は，町の登録制情報メール，緊急速報メール，X（旧 twitter），facebook などの SNS など様々な方法により発信していますので，そこから情報取得ができます。

一方で，携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方も，いらっしゃることから，災害に関する情報取得の格差を，少しでも解消することを目的として，町内にお住まいの携帯電話，スマートフォンをお持ちでないご家庭を対象に，固定電話による防災行政無線配信サービスを行ったところです。

なお，スマートフォンをお持ちの方は，利根町行政アプリをしていただけますと，防災行政無線の情報などが取得できます。

下記リンク先からインストールができますので，よろしくお願いいたします。

<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004394.html>



Q4 固定電話による防災行政無線配信サービスはどのような情報が配信されますか？

A4 お知らせする情報に記載がありますが，避難情報（利根町が発令した避難指示等お知らせ），避難所開設情報等，災害時の緊急情報が配信されます。

※下校，夕方のチャイム，町のイベント情報等は，このサービスでは，配信されません。

Q5 どのようなタイミングで配信されますか？

A5 町が災害に関する情報を配信するのと，ほぼ同時に配信します。

例えば，台風等の風水害時に避難情報（避難指示等）を発令した場合，発令直後に防災行政無線の放送などと，ほぼ同時に電話がかかりますが，回線の混雑などの状況により，遅れる場合もあります。

Q6 留守番電話に音声は残るのでしょうか？

A6 電話機により，留守番電話に音声が残る場合がありますが，設定により，残らない場合もあります。

Q7 配信された情報を再度聞くことは可能なのでしょうか？

A7 配信される電話番号（050-1720-0535）に電話をかけ，聞くこともできますが，通話料が発生してしまうため，防災行政無線テレホンサービス（0120-355-633）をご利用いただくことを推奨します。